

PEFC
手続き文書

認証システム及びその改正の承認及び相互承認

PEFC 評議会 202x

この規格は、PEFC 評議会が所有する著作権によって保護されている。この文書は、PEFC 評議会のウェブサイト www.pefc.org から、または要求があれば自由に入手することができる。

この規格のいかなる部分も、PEFC 評議会の許可なく、商業目的のために、いかなる形式、いかなる手段によっても、変更、修正、複製、複写することを禁じる。

この文書の正式版は英語である。この文書の翻訳は、PEFC 評議会または PEFC の NGB から入手することができる。言語解釈に疑義がある場合は、英語版を参照すること。

文書名: 国家規格とその改正の承認及び相互承認

文書番号: PEFC GD 1007

承認: PEFC 理事会

承認日: 2026-07-28

発効日: 2026-07-28

施行: 2026-07-28

目次

1. 範囲	
2. 参照文書	
3. 定義	
4. 相互承認の原則	
5. PEFC 持続可能性ベンチマーク	9
6. 評価プロセス	10
6.1. 評価プロセスの段階	10
6.2. 一般的な評価の要素	16
6.3. 評価のタイプ	17
7. 承認	
7.1. 一般	20
7.2. 承認の決定	20
7.3. 承認の維持	20
7.4. 承認の一時停止及び取り下げ	21
7.5. 改正システムへの移行	22
7.6. 承認決定の通知	22
7.7. 不服申し立て	22
付属書 1: 独立 PEFC 登録評価者の指名	24
付属書 2: 評価報告書	26
付属書 3: 地域システム	31
付属書 4: 地域システムに関する覚書 (MoU) の様式	35

序文

PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification) は、森林認証と森林樹木製品のラベリングを通じて持続可能な森林管理を推進する世界的組織である。

PEFC 評議会は、定期的な評価の対象となる同評議会の要求事項への適合が求められる各国の森林認証制度を承認している。

はじめに

森林管理や林産物に関する PEFC の主張は、持続可能な方法で管理された森林や、そうした森林からの木材、リサイクル材、およびその他の「問題のない (non-controversial)」出処に由来する林産物に関する情報を提供するものである。

購入者や購入を検討している人々は、持続可能性やその他の要素を考慮して製品を選ぶ際に、この情を活用することができる。

PEFC は厳格にボトムアップ・アプローチを採用しており、森林認証制度は地域、国、または準国家レベルで策定され、各国の国別管理団体 (NGB) によって代表される。

PEFC の主張を世界規模で使用できるようにするため、相互承認のプロセスを通じて、PEFC の国際規格やガイドラインが地域、国、または準国家レベルで確実に実施されるよう担保している。

PEFC の承認及び相互承認プロセスの目的は、世界各地の PEFC 認証システムの信頼性に関する正確かつ検証可能な情報をステークホルダーに提供することである。

本ガイド文書は、幅広いステークホルダーを対象とした、公開性・透明性が十分に確保された協議と合意形成を重視するプロセスを経て策定された。

本ガイド文書には、2つの付属書が含まれている。

付属書 1: 独立 PEFC 登録評価者の指名

付属書 2: 評価報告書

1. 範囲

本文書は、新規、再検討、改正、または修正されたシステムについて、PEFC 評議会による承認および相互承認を得るためのプロセスと要求事項を規定するものであり、PEFC の規格およびガイドラインに準拠している。このプロセスは、独立した評価と承認の決定という段階で構成されている。

システムが承認されるということは、そのシステムが PEFC 評議会の要求事項を満たしていると PEFC 評議会のメンバーによって判断されたことを意味する。承認手続きにおいては、メンバーが互いのシステムについて投票を行う仕組みが確保されている。したがって、PEFC 評議会のメンバーは、PEFC 評議会の相互承認の枠組みの下で、互いのシステムを承認し合うことになる。

森林認証およびCOCに関する規格・システムの承認規則は、当該プロセスにおける評価および意思決定の指針となる。これらの規則は、システムや申請に関する文書化、ならびに独立した評価者によって実施される評価プロセスを整合させるものである。

また、本規則は PEFC 評議会における承認の意思決定プロセスの枠組みを定めるものであり、すべての申請者に対して公平性と公正性を保証するものである。

本文書は、PEFC 評議会による各国のシステムの承認および相互承認を申請する国別管理団体 (NGB) に対し、遵守すべき規範を提示するものである。

2. 参考文献

本文書を適用する上で、次に挙げる参考文献は不可欠である。日付が記載された参照については、当該の原版が適用される。本ガイドの適用においては、参考文献の最新版が適用される。

PEFC ST 1001, *Standard Setting – Requirements* (available from www.pefc.org)

PEFC ST 1003, *Sustainable Forest Management – Requirements* (available from www.pefc.org)

PEFC ST 1002, *Group Forest Management Certification – Requirements* (available from www.pefc.org)

PEFC ST 2002, *Chain of Custody of Forest Based Products – Requirements* (available from www.pefc.org)

PEFC ST 2003, *Requirements for Certification Bodies operating Certification against the PEFC International Chain of Custody Standard*

PEFC GD 1004, *Administration of PEFC scheme*, chapter 8 (available from www.pefc.org)

Annex 6 (Certification and Accreditation Procedures) (available from www.pefc.org)

PEFC ST 2001, *PEFC Trademarks Rules – Requirements* (hereinafter PEFC Trademarks standard) (available from www.pefc.org)

PEFC GL7/2007, *PEFC Council procedures for the investigation and resolution of complaints and Appeals* (available from www.pefc.org)

3. 定義

本ガイドにおいては、ISO/IEC Guide 2 及び ISO 9000 に示される関連定義に加え、以下の定義を適用する：

3.1 システムの修正

以下のシステム文書の文言の修正：

- a) 承認システム
- b) 評価のため提出された申請システム

3.2 申請システム

- a) 関連する NGB（国別管理団体）によって、またはその代理によって、PEFC の要求事項に対する評価のために提出された、国または地域レベルの**森林認証制度**
- b) システムの運営を担う PEFC 認可団体が所在する国の NGB（国別管理団体）により、または同 NGB の代理により、PEFC の要求事項への適合性評価のために提出された、地域的（すなわち一つの国を超えた）な**森林認証制度**

3.3 編集上の変更（editorial changes）

技術的な内容を変更しない、システムへの変更。

注：これには、明確化、ガイダンス、および文法的な変更などが含まれる。

3.4 承認システム

PEFC 評議会から**承認および相互承認**を受けた申請システム。

3.5 承認と相互承認

システムが承認されるということは、PEFC 評議会の構成メンバーが、そのシステムを PEFC 評議会の要求事項に適合するものと判断したことを意味する。承認手続きにおいては、メンバーが互いのシステムについて投票を行う仕組みがとられている。したがって、PEFC 評議会のメンバーは、PEFC 評議会の相互承認の枠組みの下で、互いのシステムを認め合っているのである。

3.6 森林認証システム

森林認証活動を実施するために必要な一連の規格及び関連する手順。

注：森林認証システムは、一つ又は複数の森林管理規格、COC 規格、及び認証及び認定手順、規格策定要求事項などその他認証・認定の基準や文書などによって構成される。

3.7 国別管理団体

PEFC 評議会メンバーの国別管理団体

3.8 PEFC 持続可能性ベンチマーク

承認および相互承認を求める**申請システム**が適合しなければならない要求事項を含む PEFC 評議会の規格および文書。

3.9 レビュー日

システムのレビューが開始されるべき期日（PEFC ST 1001、第 8 章を参照）。レビュー日は、**承認システム**の森林管理規格の承認日から 5 年後となる。

3.10 システムのレビュー

システムが、システム所有者、ステークホルダー、顧客などの要求や要求事項を満たしているかどうかを確認する活動。**システムのレビュー**の結果、システムが改正されることもある。

3.11 システムの改正

システムのレビューに基づく**システムの修正**

3.12 システム文書

PEFC による評価および承認に関連する、**申請システム**または承認済みシステムの技術文書。

4 承認および相互承認プロセスの原則

プロセスは、以下の基本原則に基づく。

- a) 地域、国、または準国家のレベルのシステムに関する要求事項を定める PEFC 評議会の規格は、透明性が確保され、広く周知される。
- b) **承認および相互承認**の申請は、NGB（国別管理団体）によって、または NGB の代理により行われる。
- c) **申請システム**および規格の**承認と相互承認**は、独立した評価に基づく。
- d) 評価プロセスは、透明性が確保され、協議の場が設けられる。
- e) 評価結果および評価報告書は、PEFC 評議会によって公表される。

5. PEFC 持続可能性ベンチマーク

承認プロセスの目的は、申請システムが PEFC 持続可能性ベンチマークに適合しているかどうかを判断することである。PEFC 評議会による承認および相互承認のために提出される申請システムは、以下の PEFC 要求事項への適合を実証しなければならない。

- a) 地域、国、または準国レベルにおける）森林管理認証規格は、PEFC ST 1003「持続可能な森林管理－要求事項」の要求事項を満たさなければならない。
- b) 規格策定の手順および実施された規格策定プロセスは、PEFC ST 1001「規格策定－要求事項」の要求事項に適合しなければならない。
- c) 森林管理グループ認証がシステムの一部である場合、そのグループ認証は、PEFC ST 1002「森林管理のグループ認証－要求事項」の要求事項に適合しなければならない。
- d) システムにおける固有の「COC」規格は、PEFC ST 2002「森林及び森林外樹木製品の COC－要求事項」の要求事項を満たさなければならない。
- e) 当該システムの管理手順は、以下の要求事項を満たさなければならない。
 - i 認証機関の通知について：PEFC GD 1004「PEFC 制度の運用管理」第 5 章
 - ii. PEFC ロゴのライセンス供与について：PEFC GD 1004「PEFC 制度の運用管理」第 6 章
 - iii. 苦情および紛争の解決について：PEFC GD 1004「PEFC 制度の運用管理」第 8 章
- f) 承認および相互承認の手順は、以下の要求事項を満たさなければならない。
 - i. 森林管理認証については、TD Annex 6 (PEFC ST 1004)「承認および相互承認の手順」
 - ii. COC 認証については、PEFC ST 2003「PEFC 国際 COC 規格に照らして認証を実行する認証機関に関する要求事項」

申請システムの承認および相互承認は、PEFC 持続可能性ベンチマーク（の全部または一部）と照らし合わせ評価可能なシステム文書を対象としなければならない。

6. 評価プロセス

6.1 評価の段階

本章では、評価プロセスの手順について説明する。図 1 は、一般的な評価プロセスの時系列的な概要を示している。実際の評価範囲およびプロセスは、NGB から提出された申請の性質によって異なり、評価の種類ごとに 6.3 に規定されている。

図 1：評価プロセスの各段階の推定所要期間（週単位）および流れ

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
事前確認																						
国際的公開協議																						
入札の公募																						
評価者の選定																						
評価契約																						
評価の開始*																						
ステークホルダー調査																						
報告書案																						
意見調整期間																						
最終報告書案																						
内部レビュー																						
最終報告書																						

* NGB による評価料の支払い後

GD 1007 で定義される期間

GD 1007 で定義されていない期間

6.1.1 役割と責任

本プロセスにおける各活動は、様々な主体によって遂行される。表 1 は、特定の主体の役割や業務において最も重要な事項を示している。

表 1：承認プロセスにおける関係者の役割／主な業務

主体	役割の概要／主な業務内容
PEFC 評議会 総会	PEFC 評議会の最高意思決定機関は、 申請システム に対する最初の承認決定を行う責任を負う
PEFC 評議会 理事会	評価が適切であり、PEFC の要求事項に従って完了していること、および提言が論理的かつ整合性のとれたものであることを確認する責任を負う。 内容が適切であると判断した場合、 申請システム の初回承認について総会へ提言を行う。 承認システム の承認の停止または取り消しに関する決定の責任を負う。
PEFC 評議会 事務局長	承認を維持するために、NGB（国別管理団体）がマイルストーンを達成したことを確認する責任を負う
国別管理団体 （NGB）	申請システム文書 の作成。 承認の申請。 承認されたシステム が、 PEFC 持続可能性ベンチマーク に引き続き適合していることの確保。
PEFC 登録評価員	PEFC 持続可能性ベンチマーク への適合性に関するシステムに関する独立した評価について、単独で責任を負う。 システムの承認に関して、PEFC 評議会理事会に勧告を行う。
PEFC 評議会 事務局	関係者間の調整。 ステークホルダーへの意見募集を含む、国際的な協議の管理。 承認プロセス全体における品質保証。 PEFC 公示審査員への研修。 承認の各マイルストーンへの適合性（およびそれを裏付ける証拠）の評価・検証。
ステークホルダー	ステークホルダーは、60 日間の国際協議期間中に、 申請システム に関する意見を提出する機会を持つ。 申請システム の策定に関与したステークホルダーには、評価者による「ステークホルダー関与に関する調査」への回答が推奨される。

6.1.2 範囲

評価は、次の事項で構成されうる

- a) **申請システム**の構造に関する全体的な分析
- b) PEFC ST 1001「規格策定－要求事項」に照らした、規格策定手順の評価
- c) PEFC ST 1001「規格策定－要求事項」に照らした、ステークホルダーへの調査を含む規格策定プロセスの評価
- d) PEFC ST 1003「持続可能な森林管理－要求事項」に照らした、森林認証規格の評価
- e) PEFC ST 1002「グループ森林管理認証－要求事項」に照らした、グループ認証モデルの評価
- f) PEFC ST 2002「森林及び森林外樹木製品の COC－要求事項」に照らした、システム固有のCOC 規格の評価
- g) PEFC GD 1004「PEFC 制度の管理運営」第 5 章に照らした、認証機関の公示手順の評価
- h) PEFC GD 1004「PEFC 制度の管理運営」第 6 章に照らした、ロゴ使用規則の評価
- i) PEFC GD 1004「PEFC 制度の管理運営」第 8 章に照らした、苦情および紛争処理手順の評価
- j) TD 附属書 6（認証および認定の手順）に照らした、森林管理認証および認定手順の評価
- k) PEFC ST 2003「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証を実行する認証機関の要求事項」に照らした、COC 認証および認定手順の評価
- l) **PEFC 持続可能性ベンチマーク**への申請システムの適合性に影響を及ぼすその他の事項

この評価においては、PEFC ベンチマークが存在しない**申請システム**についての文書については対象としない。

6.1.3 申請

申請システムの**承認**および**相互承認**の申請は、電子形式で PEFC 評議会事務局に提出されなければならない（6.3 を参照）：

- a) NGB（国内統括団体）による審査の書面による要請。地域的な**申請者システム**の場合、当該システムが運用されている他の国の NGB からの支援の証明。
- b) システムの概要
- c) 標準的な設定手順
- d) 規格策定手順
- e) 策定報告書（以下を含む）：
 - i スケジュールを含む、規格策定プロセスの概要。
 - ii ステークホルダー・マッピングで特定されたステークホルダーのリスト（連絡先情報。評価者が利用可能であること。電子メールアドレスが望ましい）
 - iii プロセスに関する公表およびステークホルダーへの案内に関する情報。
 - iv. 公開協議で寄せられた意見の概要。
 - v. 合意形成の証拠（提示された反対意見およびその解決状況の概要を含む）。
 - vi. 主な変更点およびその根拠の概要（改正規格の場合）
- f) 森林認証の認証規格（森林管理規格および関連文書）。
- g) グループ認証モデルの概要。
- h) COC 認証の要求事項（COC 規格）。

- i) 以下の事項に関する管理手続き：
 - i. PEFC ロゴ使用ライセンスの発行
 - ii. 認証機関の公示
 - iii. 苦情への対応
- j) 認証および認定の手続きの概要（審査員および認証機関の能力要求事項を規定する国際規格への言及を含む）
- k) 記入済みの PEFC 規格・システム要求事項のチェックリスト

注：効率的な評価を行うため、NGB はシステム文書に記載された情報を裏付ける、その他の関連する議事録や契約書などの提示も検討すべきである。これらの記録は、原本（現地語）のまま提出することができる。評価者は、評価の判断に必要な記録の特定部分について、翻訳を求めることができる。

6.1.4 申請の受理

申請が受領された後、PEFC 評議会事務局は、当該申請を受理する前に、申請内容に不備がないかを確認するとともに、当該 NGB の会員資格が財政的に良好な状態にあるか否かを検証しなければならない。

6.1.5 国際的協議

申請が受理されると、PEFC 評議会事務局は国際協議を開始する。協議の開始は、PEFC 評議会のウェブサイトで公表される。

国際協議の期間は、最低 60 日間とする。

協議の開始にあたり、PEFC 評議会事務局はウェビナーを開催し、その中で NGB（国別管理団体）が申請対象のシステムについて説明を行う。このウェビナーには、少なくとも、規格策定プロセスの概要、システムの全体的な構造と機能、および改正の場合における主な変更点の概要を含めなければならない。

PEFC 評議会事務局は、すべての**国別管理団体**及び関心を持つその他の国内・国際的なステークホルダーに対し、**申請システム**について評価者へ意見を提出するよう推奨する。

また、協議への参加を直接呼びかけるために、PEFC 評議会事務局の最新のステークホルダー・マップ（PEFC システムに関わるすべてのステークホルダーを含む）も活用される。

評価者は、協議へのステークホルダーの参加状況について報告を行わなければならない。

国際協議の結果は、評価を実施する評価者によって検討され、その検討内容が最終評価報告書に盛り込まれる。

6.1.6 ステークホルダーの関与に関する調査

規格策定プロセスの評価の一環として、評価者は、規格策定プロセスにおけるステークホルダーの関与に関する策定報告書の基本的内容を確認するため、ステークホルダーに対する調査を実施しなければならない。当該調査は、規格策定プロセスに参加したすべてのステークホルダー、および規格策定機関によるステークホルダー・マッピングにおいて特定されたステークホルダー・グループのうち、少なくとも代表的な数のステークホルダーに対して送付されなければならない。

6.1.7 報告書案の準備

報告書案の作成に用いる資料は、提出された**システム文書**、ならびに国際協議およびステークホルダー関与調査から得られたコメントやフィードバックで構成される。

評価者は、これらの資料に基づき、**申請システム**が**PEFC 持続可能性ベンチマーク**の要求事項に適合しているかどうかを判断し、適用されるすべての要求事項について明確な評価結果を提示しなければならない。報告書案の作成期間は 5 週間以内とし、その構成は付属書 2 に記載された構成に従わなければならない。報告書案は、NGB（国別管理団体）および PEFC 評議会事務局に送付されなければならない。

6.1.8 NGB による意見および修正

NGB は、報告書案に基づき、追加情報やコメントを提示することができる。また、評価のスケジュールに影響を及ぼさない限り、評価プロセス中に**申請システム文書**に対して必要な変更を行うことも可能である。さらなる時間を要する場合は、NGB は 6.1.13 に規定される手続きに従い、評価の中断を要請することができる。

PEFC 評議会事務局もまた、コメント期間中に評価者および申請者に対してコメントを提示することができる。コメント期間は 3 週間を超えないものとするが、期間の変更については、NGB、PEFC 評議会事務局、および評価者の間での合意を条件とする。

最終報告書案または最終報告書に、報告書案では示されていなかった新たな不適合が含まれている場合、NGB は追加のコメントおよび証拠を提示する機会を与えられなければならない。PEFC 評議会事務局は NGB に通知を行い、コメント提出のスケジュールについて合意しなければならない。

6.1.9 現地評価

システムの初回評価においては、当該システムが運用されている地域を訪問し、**申請システム**に関する情報の収集や、NGB および関連するステークホルダーへの聞き取り調査を行うことが求められる。その他の評価については、NGB または PEFC 評議会事務局が現地評価を要請すること、あるいは評価者が入札提案書の中で現地評価を推奨することが可能である。

初回評価以外の評価に現地評価を含めるか否かについては、PEFC 評議会事務局が決定する。

注：現地評価は、公開協議期間中（6.1.8 項を参照）に実施されなければならない。

6.1.10 最終報告書案の準備

報告書案は、最終報告書案に向け作成・修正されなければならない。

最終報告書案の作成にあたっては、NGB（国別管理団体）から提示された証拠、コメント、または説明、現地評価による所見、および PEFC 評議会事務局からのコメントがその基礎情報となる。

評価者は、これらの情報に基づき、報告書案における評価の判断を見直し、修正された評価判断を最終報告書案に盛り込まなければならない。

最終報告書案の作成期間は 3 週間を超えてはならない。最終報告書案は、付属書 2 に記載された構成に従わなければならない。

最終報告書案は、PEFC 評議会事務局に送付されなければならない。

PEFC 評議会事務局は、当該最終報告書案を NGB に送付しなければならない。

6.1.11 内部レビュー

PEFC 評議会事務局は、その内容の質を確認するために最終報告書案をレビューしなければならない。

内部レビューの期間は 2 週間を超えてはならない。

6.1.12 最終報告書の準備

最終報告書案は、最終報告書として作成されなければならない。

最終報告書の作成にあたっては、内部レビューで出されたコメントが考慮される。評価者は、当該の論点を明確にするか、あるいはそれに応じて報告書を修正することにより、内部レビューのコメントに対応しなければならない。評価者は、内部レビューのコメントおよびそれに対する回答を、報告書の公表時に一般公開される評価報告書の付属書に含めなければならない。

最終報告書の作成期間は 2 週間以内としなければならない。最終報告書は、付属書 2 に記載された構成に従わなければならない。

最終報告書は、PEFC 評議会事務局に送付されなければならない。PEFC 評議会事務局は、当該最終報告書を NGB に送付されなければならない。

6.1.13 評価プロセスの中断

PEFC 評議会事務局は、NGB からの要請または自らの判断により、評価プロセスを中断することができる。

評価プロセスの中断は、報告書案または最終報告書案の提出後に行うことができる。これにより、評価プロセスの所要期間に重大な影響を及ぼすような場合、NGB は**システム文書**に必要な変更を加えたり、追加の証拠を提出したりすることが可能となる。

修正された文書やその他の証拠の提出を受け、PEFC 評議会事務局が確認を行った後、評価プロセスを再開することができる。

修正された文書やその他の証拠を受領した際、評価者は、それらの文書を検討するために必要な追加の審査時間を決定することができる。

中断に伴う追加の評価費用については、PEFC 評議会事務局と評価者の間で合意するものとし、その費用は NGB が負担しなければならない。

6.2 一般的評価事項

6.2.1 PEFC 登録評価者

評価は、独立した PEFC 登録評価者によって実施されなければならない。評価者の選定および任命の手順は、付属書 1 に記載されている。

注：編集上の変更に関する評価は、PEFC 評議会事務局が実施する。

6.2.2 評価の決定

独立評価者は、**申請システム**の利用可能な文書を **PEFC 持続可能性ベンチマーク**の該当する要求事項と照合し、各要求事項について評価の判断を行い、以下の 3 つのいずれかの判断を下すことができる。

重大な不適合：特定の PEFC 要求事項に対する不適合が、**PEFC 持続可能性ベンチマーク**の意図する成果の達成に及ぼす影響が大きいもの。

軽微な不適合：特定の PEFC 要求事項に対する不適合が、**PEFC 持続可能性ベンチマーク**の意図する成果の達成に及ぼす影響が小さいもの。

適合：**システム文書**に記載された手順が、**PEFC 持続可能性ベンチマーク**の特定の要求事項を完全に満たしていること。

すべての評価決定には、明確な根拠が示されなければならない。

注：評価決定は、**PEFC 持続可能性ベンチマーク**を構成する該当文書の意図する成果に基づいて行われる。例えば、規格策定におけるバランスの取れた代表性の確保（ST 1001）や、独立かつ公平な適合性評価の実施（ST 2003）などが挙げられる

6.2.3 評価者による推奨

評価の最終的な結果は、**申請システム**を承認するか、あるいはその承認を維持するかについて、評価者が行う推奨である。

承認の推奨には、承認のための条件を付すことができる。そのような条件は、その内容および実施時期（承認前か承認後か）に関して明確でなければならない。

不適合の種類に応じて、以下の条件が適用される。

- a) 重大な不適合がある場合、承認は認められず、当該システムを承認する前に是正されなければならない。
- b) 軽微な不適合については、評価者は適切な是正処置を推奨する。軽微な不適合は 6 ヶ月以内に是正されるべきである。ただし、特別な事情により正当な理由がある場合、評価者はより長い期間を推奨することもある。
- c) 複数の軽微な不適合がある場合、それらの軽微な不適合は、**申請システム**を承認する前に是正されなければならない。

6.3 評価のタイプ

評価の範囲およびプロセスは、NGB（国別管理団体）から提出された申請の性質によって異なる。評価プロセスの各段階については、6.1 で詳細に説明されている。評価には、以下の 5 つの異なるタイプがある：

1. 新規(new)システムの評価（6.3.1）
2. 改正（revised）システムの評価（6.3.2）
3. 再確認（reaffirmed）システムの評価（6.3.3）
4. 修正（amendments）の評価（6.3.4）
5. 編集上の変更（editorial changes）の評価（6.3.5）

PEFC 評議会事務局は、申請の性質に基づき、適用される評価のタイプを決定する。

以下の 6.3.1 から 6.3.5 では、各評価のタイプに関する一般的なプロセス、ならびに具体的な適用範囲および申請要求事項について説明している。表 2 では、6.1 に示される評価プロセスのうち、どの段階が各評価のタイプに適用されるかをさらに具体的に示している。

表 2：各評価タイプにおける評価プロセスの該当段階

	新規システム	改正システム	再確認システム	修正システム	編集上の変更
事前確認	○	○	○	○	○
国際的協議	○	○			
ステークホルダー調査	○	○	○	必要に応じ	
報告書案	○	○	○	○	
意見調正期間	○	○	2 週間	2 週間	
現地評価	○	必要に応じ			
現地報告書案	○	○	○	○	
内部レビュー	○	○	○	○	
最終報告書	○	○	○	○	
中断	○	○			

6.3.1 新規システムの評価

この評価タイプは、初回承認（ファースト・エンドースメント）を申請システムまたは（新規）規格に適用される。これは「完全な評価（フル・アセスメント）」とみなされ、評価範囲の全項目および評価プロセスの全要素が含まれる。

適用範囲

当該評価には、6.1.2 のすべての要素が含まれる。

申請

申請には、6.1.3 のすべての要素が含まれる。

6.3.2 再確認システムの評価

この評価タイプは、定期的な見直し（PEFC ST 1001 の第 8 章および第 9 章を参照）の結果として改正された**申請システム**に適用される。新たな規格の追加によりシステムの適用範囲が拡大された場合、その新たな規格については、新規システムの評価手順（6.3.1 を参照）に従って評価を行わなければならない。

本評価は、申請システム全体を PEFC 持続可能性ベンチマークと照らし合わせて評価するのではなく、変更点のみを対象とする評価に限定することができる。その場合、文書のその他の部分については、以前に承認されたシステムとの比較を行うことで、報告されていない変更がないことを確認する。

適用範囲

改正されたシステムの評価には、以下の 2 つの選択肢がある。

1. 箇条 6.1.2 のすべての要素を含む、完全なベンチマークに基づく評価。
2. 申請の改正に伴い導入された変更点に関する評価。これには以下が含まれる。
 - 6.1.2 に記載された PEFC 持続可能性ベンチマークの該当部分と照らした、改正された申請者システムにおける変更点の評価。さらに、
 - 該当する場合、前回の評価以降に導入された PEFC 持続可能性ベンチマークの特定の要求事項（PEFC による公式な解釈を含む）に基づく評価。
 - 報告されていない変更点を除外するため、提出されたすべての書類と、以前に承認された版との照合

NGB は、完全なベンチマークに基づく評価、または変更点に関する評価のいずれかを申請することができる。PEFC 評議会事務局長は、特定の事例において、評価を単なる変更点の評価にとどめず、PEFC 持続可能性ベンチマークの特定の部分を対象として実施することを決定する場合がある。

申請

申請には、6.1.3 のすべての要素が含まれなければならない。

変更の評価を行う場合、改正された各文書について、以前に承認された版と比較して変更箇所が明示された版を添付しなければならない。変更箇所は、「PEFC 規格およびシステム要求事項チェックリスト」において強調表示されなければならない。

6.3.3 再確認システムの評価

この評価タイプは、定期的な見直し（PEFC ST 1001、第 8 章）の結果として再確認された（すなわち、**システム文書**に変更がない）**申請システム**に適用される。

再確認システムは、評価を受けるために NGB（国別管理団体）によって提出されなければならない。

申請システムに変更は加えられていないため、この評価は、見直しプロセス（策定報告書）の評価に重点を置く。重要な要素は、再確認システム文書と、以前に**承認されたシステム**との比較である。この比較は、変更がないことを確認することを目的としており、報告されていない変更があればそれを特定するものである。

適用範囲

再承認されるシステムの評価には、以下が含まれる。

- a) 策定報告書および規格策定プロセスの評価（1.2 c 参照）。これに加え、以下も含まれる。

- b) 前回の評価以降に導入された **PEFC 持続可能性ベンチマーク** の要求事項（およびその解釈）に基づく評価
- c) 報告されていない変更点を特定するための、提出された全文書と前回承認版との比較

申請

申請には、6.1.3 のすべての要素が含まれる。

6.3.4 修正の評価

このタイプの評価は、定期的な見直しの間に行われる以下の状況に適用される。

- a) システム固有の見直しに伴う改正。
- b) **PEFC 持続可能性ベンチマーク** の変更への適合を図るための根拠の提示または改正。

改正された規格または文書は、評価を受けるために NGB（国別管理団体）によって提出されなければならない。

注：「定期的な見直しの間」には、新たな規格の最初の発行から、義務付けられている最初の定期的な見直しまでの期間も含まれる。

適用範囲

修正の評価には、以下が含まれる。

- a) 修正の評価、及び／又は、6.1.2 の該当する要素に照らした特定のシステム文書の検証。
- b) 該当する場合、規格策定プロセスの評価（変更に関する申請者システムの規定に基づく）

申請

申請には、修正されたすべての文書（変更箇所が反映された最終版（クリーン版）と変更箇所が明示された版）の両方が必要である。

PEFC 持続可能性ベンチマーク の変更に基づく修正に関する評価を行う場合、PEFC 評議会理事会は、評価プロセスの該当する要素を用いて、具体的な評価手順を決定する。

6.3.5 編集上の変更の評価

このタイプの評価は、**申請システム**における**編集上の変更**に適用される。NGB は、変更または修正された文書を PEFC 評議会事務局に提出しなければならない。

PEFC 評議会事務局は、PEFC の要求事項に照らして当該文書进行评估し、その変更が**編集上の変更**であるか、それとも修正（実質的な変更）であるかを判断する。

PEFC 評議会事務局が、当該変更は編集上の性質のものではなく、既存の規格や手順の意味を修正または変更するものであると判断した場合、その変更は「修正の評価」（6.3.4 を参照）に従って評価される。

適用範囲

編集上の変更の評価には、以下が含まれます。

- a) 変更の性質（編集上の変更か、修正か）の確認
- b) 編集上の変更に関する申請の確認

申請

当該申請には、変更が反映された版（クリーン版）と、変更箇所が明示された版の両方の提出が必要である。

7. 承認

7.1 一般

承認申請に基づき、申請システムの評価が完了した後、当該システムは PEFC 評議会による承認を受けることができる。この承認は、規格策定に関する要求事項の遵守および **PEFC 持続可能性ベンチマーク** への継続的な適合を条件とする。これらの条件が遵守されない場合、承認は停止または取り消しとなる。

7.2 承認の決定

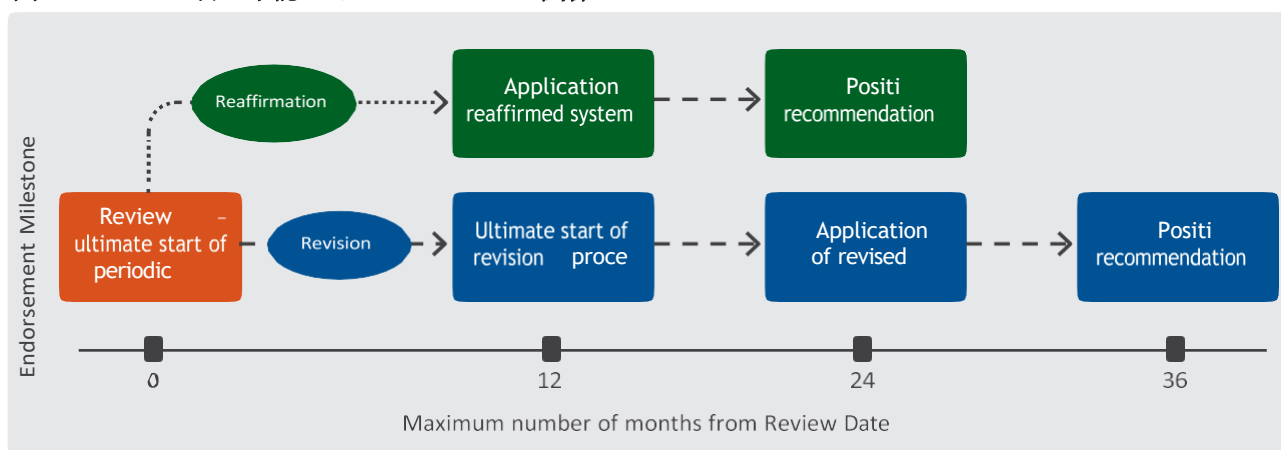
外部評価の結果および評価者による推奨に基づき、PEFC 理事会は当該システムの承認を PEFC 総会に勧告する。PEFC 総会は、PEFC 評議会規程に従って承認の可否を決定する。

否決された場合、NGB（国別管理団体）は PEFC 評議会理事会に対し、次回の総会において当該システムを再検討するよう申し立てを行うことができる。

7.3 承認の維持

承認を受けた後、NGB は当該システムを PEFC 持続可能性ベンチマークに適合した状態に維持しなければならない。承認を維持するために NGB が達成すべき承認上のマイルストーンがいくつか存在する。これらのマイルストーンは特定の日付であり、評価日に関連するものである（図 2 を参照）。

図 2：レビュー日と承認マイルストーンとの関係



PEFC 評議会事務局は、該当するマイルストーンの期限について、遅滞なく NGB に通知しなければならない。

7.3.1 承認のマイルストーン

7.3.1.1 定期的レビュー

定期的レビューの開始に関する証拠の提示：NGB は、遅くともレビュー日までに定期見直しを開始しなければならない。その証拠として、NGB は公表が行われたことを示す資料を提示しなければならない。

注：NGB または規格策定機関は、定期的レビューの期日までに、直接改定プロセスの開始を決定してもよい。

7.3.1.2 再確認システム

- a) 再確認されたシステムの提出：定期的な見直しの結果、システムが再確認された場合、NGB は、レビュー日から 12 ヶ月以内に、再確認されたシステムを評価のために提出しなければならない。
- b) レビュー日から 24 ヶ月以内の肯定的勧告

7.3.1.3 改正システム

- a) 改定プロセスの開始を示す証拠の提示：定期的なレビューの結果として改定プロセスが開始される場合、NGB は、レビュー日から 12 ヶ月以内に当該改定プロセスを開始したことの証拠を提示しなければならない（当該証拠とは、プロセスの開始に関する公表を指す）
- b) 改定されたシステムの提出：NGB は、見直し日から 24 ヶ月以内に、評価対象となるシステムを提出しなければならない
- c) レビュー日から 36 ヶ月以内の肯定的勧告。

7.3.1.4 修正および編集上の変更

NGB（国別管理団体）または規格策定機関による承認後、かつ当該文書が国レベルで発効する少なくとも 4 週間前までに、システム文書の修正および／または**編集上の変更**（定期的なレビューの間に行われるもの）を遅滞なく提供する。

7.3.2 承認マイルストーンの評価

証拠資料は PEFC 評議会事務局によって評価され、PEFC 評議会事務局長によって確認される。この評価には、本ガイドの第 6 章に定める手順が適用される。

承認に向けたマイルストーンが達成されなかった場合、PEFC 評議会事務局長は一時停止の手続きを開始しなければならない。

7.3.3 一時停止のプロセス

一時停止手続き中も当該承認は有効であるが、対象となる承認システムは「一時停止」の状態となる。NGB（国別管理団体）が適切な措置を講じない場合、最終的には承認の停止となる。この手続きは、以下の段階で構成される。

1. リマインダー

PEFC 評議会事務局は、承認マイルストーンの期限が迫っていることについて、NGB にリマインダーを送付する場合がある。当該リマインダーは、マイルストーンの期限の 20 日前に送付される。

2. 警告

承認の期限に到達した際、PEFC 評議会事務局は NGB に対し、10 日以内の回答を求める正式な書面による警告を送付しなければならない。

3. 一時停止

NGB が所定の期間内に適切な措置を講じなかった場合、PEFC 評議会事務局長は、承認のマイルストーンに対する不適合を確認しなければならない。承認の停止は、PEFC 評議会事務局長による確認の日付をもって発効しなければならない。

7.4 承認の一時停止と取り消し

PEFC 評議会理事会は、当該システムまたは関連する NGB（国別管理団体）が PEFC 評議会の要求事項、規則、および手順を遵守しておらず、かつ理事会による書面での警告後もその違反が継続しているという証拠がある場合、PEFC 評議会を代表して、当該システム（またはその一部）の承認を一時停止（即時発効）および／または取り消し（3 ヶ月前の事前通知が必要）することができる。

システム承認の一時停止に伴い、停止日以降に当該システムに基づいて発行された認証書は、PEFC に承認されたものとはみなされなくなる。

システム承認の取り消しに伴い、当該システムに基づいて発行された認証書は、PEFC に承認されたものとはみなされなくなる。承認を回復するには、新たにシステムの評価を経て、PEFC 評議会総会による承認の決定が必要となる（6.3.1 を参照）。

7.5 改正申請システムへの移行

申請システムは、承認に関する肯定的な決定がなされるまでは、承認および相互承認の対象とはならない。このことは、改正されたシステムや規格についても同様である。場合によっては、改正されたシステムの適用日（PEFC ST 1001、9.4 項を参照）が、評価プロセスの完了前に到来することがある。当該システムが実施される地域または国において、現在**承認されているシステム**から改正されたシステムへの移行を可能にするため、以下の条件の下で、改正されたシステムを暫定的な承認の対象とすることができる。

1. NGB は、PEFC 評議会事務局に対し書面による申請を行うことにより、暫定承認を申請しなければならない。
2. NGB は、改正された森林管理規格の適用日の遅くとも 1 ヶ月前までに、当該申請を提出しなければならない。
3. 暫定承認の申請には、すべての変更点の概要に加え、それらの変更が PEFC 持続可能性ベンチマークへの適合性に及ぼす影響に関する自己評価を含めなければならない。
4. 改正されたシステムの評価に関する申請は、承認のマイルストーン（7.3.1.3 を参照）に従って提出されなければならない。

提出された変更の概要および自己評価に基づき、PEFC 評議会事務局長は、改正されたシステムまたは規格の評価プロセスが完了するまでの間、当該システム等に対して暫定的な承認を与えるか否かを決定する。この暫定承認の期間は 1 年を超えてはならない。

PEFC 事務局長の決定は、PEFC 評議会のメンバーに通知されるとともに、PEFC 評議会のウェブサイトで公表される。

7.6 承認決定の通知

承認に関する決定は、PEFC 評議会のメンバーに通知されるとともに、PEFC 評議会のウェブページで公表・掲載されなければならない。PEFC のウェブページに掲載される情報には、少なくとも以下の内容を含めなければならない。

- a) 承認に関する決定（承認の対象となる申請システムの文書および規格の範囲を簡潔に記載し、対象外となるものも明確に示したもの）
- b) 評価者による最終報告書
- c) **承認されたシステム**の完全な文書一式（承認後、NGB によりすべての文書の最終版が提出されるものとする）
- d) 次回のレビュー日

7.7 苦情及び異議申し立て

PEFC 評議会事務局長および／または理事会の決定に対し、苦情および／または不服申し立てを行う NGB は、PEFC GL7/2007（苦情および不服申し立ての調査・解決に関する PEFC 評議会の手順）の要求事項に従わなければならない。

付属書 1: 独立 PEFC 登録評価者の任命

1. 初めに

本ガイドの目的は、森林認証制度の承認および相互承認のプロセスにおいて、各制度を評価する独立評価者の選任および業務に関する手順を提示することである。

2. 評価者の役割と業務

ガイド 1007 の第 6 章に記載されている申請システムの評価は、独立した評価者によって実施される。評価者は、同章に記載された評価範囲を網羅するために必要なすべての活動を実施しなければならない。

3. 独立評価者の登録

PEFC 評議会事務局は、特定の業務における評価者選任の基礎となる「PEFC 登録評価者」の名簿を管理している。この名簿には、以下の分野における資格や専門知識を有すると PEFC 評議会事務局によって登録された評価者が記載されている。

- a) 林業分野における経験（持続可能な森林経営の基準・指標、COC、認証、認定、および審査に関する経験）
- b) PEFC の枠組み、ならびに認証規格および認証制度の評価に関する能力
- c) 手法に関するノウハウ（基準、規格策定、実施体制、COC、認定）、データ収集、検証手順、その他多様な手法および審査プロセスにおけるそれらの妥当性に関する知識
- d) PEFC 登録審査員向け研修への参加

PEFC 登録評価者に関する情報は一般に公開されている。

4. 評価者の任命

4.1 選定のための入札

4.1.1 新規及び改正システムの評価

PEFC 評議会事務局は、承認および相互承認の申請を受理した後、入札の案内を送付する。

入札の案内を受け取った評価者は、1 週間（5 営業日）以内に、入札提案書を提出するかどうかを確認・回答しなければならない。

評価者は、入札の案内を受け取ってから 3 週間以内に提案書を提出しなければならない。PEFC 評議会事務局は、入札提案書を検討した上で、評価者を選定する。

4.1.2 修正の評価

改正案の評価を行う場合、PEFC 評議会理事会による別段の指示がない限り、PEFC 評議会事務局は入札手続きを経ることなく、直接評価者を指名することができる。

4.2 入札による選定

PEFC 評議会事務局は、以下の点を考慮して審査員を選定する。

- a) 入札提案書の質（以下の点を含む）：
 - i. 企業の経験
 - ii. 審査チーム

iii. 提案された業務の範囲および手法

b) 提案された評価費用

また、PEFC 評議会事務局は、特定の評価者について、申請システムの NGB（国別管理団体）からの意見を考慮に入れることもある。

4.2.1 入札の質

入札者に求められる要件は以下の通りである。

- a) 経験：林業分野において、持続可能な森林管理（SFM）の基準・指標、認証、および審査に関する経験。地域的・国レベルの状況に関する知識を有することが望ましい
- b) 評価チーム：PEFC の枠組み、ならびに認証規格および認証システムの評価に関する、チームメンバーの専門的な能力。
- c) 業務の範囲と手法：評価の範囲（基準、規格策定、実施体制、COC、認定）、データ収集、検証手順、およびその他の各種手法とそれらの評価における妥当性

4.2.2 入札参加資格:

入札資格のある案件の最低要求事項は、以下の通りである。

- a) 言語：評価に必要な言語能力に照らした、チームメンバーの言語能力。報告は常に英語で行われる。
- b) 公平性：利益相反、既得権益など。利益相反の懸念が示唆される場合、その入札は除外の対象となる。公平性を確保するための基本要件として、評価者は申請対象のシステムが所在する国以外の出身者でなければならない。申請対象システムの設計において助言者としての役割を果たした者は、そのシステムの評価を行う資格を有しない。
- c) その他：その他の制約事項の妥当性や影響については、申請者および PEFC 評議会事務局の見解を踏まえ、個別に判断される。当該状況や背景への理解は、有利な要素となり得る。

付属書 2: 評価報告書

1. 初めに

本文書は、森林認証制度の評価に関する報告書の範囲と最低限必要な要素について指針を示し、報告書の質の基準を満たすことを保証するものである。

この付属書は、任命された独立評価者との契約の一部である。

2. 評価報告書の要素

2.1 構造の概要

1. はじめに
2. 勧告
3. 評価結果の概要
4. 提案された申請システムの構成
5. 規格策定手続き
6. 規格策定プロセス
7. 森林管理規格
8. グループ認証モデル
9. COC
10. ロゴライセンス手続き
11. 認証及び認定の取り決め
12. 苦情および紛争解決手続に関する詳細な評価
13. 付属書
 - a. PEFC 規格とシステム要求事項チェックリスト
 - b. ステークホルダーの関与に関する調査結果
 - c. 国際的協議の結果
 - d. 内部レビューにおけるコメント
 - e. 現地評価の報告
 - f. その他関連情報

評価報告書の本文（上記の項目 5～12、または以下の項目 2.2.5～2.2.12）においては、該当する各項目について、基本的な強みと弱み、および重要な結果を記述しなければならない。不適合については、詳細に説明しなければならない。

PEFC 規格およびシステム要求事項チェックリストには、各評価判断の明確な根拠を含む評価結果の全容を記載しなければならない。

2.2 内容の詳細

2.2.1 はじめに

報告書には、評価の範囲（評価対象となるシステム文書および 6.4 に基づく評価の種類を含む）、評価プロセス、採用された手法、評価のスケジュール、評価に使用されたすべての参照文書・資料およびその出典のリスト、ならびに評価プロセスに関与した担当者のリストを記載しなければならない。

2.2.2 PEFC 評議会理事会に対する勧告

報告書には、当該システムが PEFC 評議会の要求事項に適合しているか否かに関する明示的な記述に加え、申請システムを承認する（または承認を維持する）べきか否かについての、評価者の独立した見解に基づく勧告を記載しなければならない。

2.2.3 評価結果の概要

報告書の概要には、評価結果の要約に加え、PEFC 評議会の要求事項に対するシステム全体の適合または不適合に関する明示的な記述、ならびに評価範囲の該当する以下の各部分に関する個別の適合状況の記述を含めなければならない：

- a) 申請システム（すなわち、国の PEFC 森林認証システム）の体制
- b) 規格策定の手順およびプロセス（PEFC ST 1001「規格策定－要求事項」）
- c) 森林認証規格（PEFC ST 1003「持続可能な森林管理－要求事項」）
- d) グループ認証モデル（PEFC ST 1002「グループ森林管理認証－要求事項」）
- e) COC 規格（PEFC ST 2002「森林及び森林外樹木製品の COC－要求事項」）
- f) ロゴの使用
- g) 苦情および紛争解決の手順（PEFC GD1004「PEFC 制度の運営」第 8 章）
- h) 森林管理認証および認定の手順（PEFC 技術文書の附属書 6）
- i) COC 認証および認定の手順（PEFC ST 2003：PEFC 国際 COC 規格に照らし認証を
実行する認証機関の要求事項）
- j) 申請対象のシステムが PEFC 持続可能性ベンチマークに適合しているかどうかに影響
を及ぼし得るその他の事項（例：ステークホルダー協議、調査、およびその他の付属文
書からの重要な情報）

重大か軽微かを問わず、不適合が認められる場合には、それらが理事会への推奨に及ぼす影響について説明しなければならない。

2.2.4 申請システムの構造に関する全体的な分析

報告書には、評価対象システムにおける組織とその機能の概要を記載しなければならない。
改正されたシステムの場合は、概要に主要な変更点と改善点の概要（申請書に記載された情報に基づく）も記載しなければならない。

2.2.5 PEFC ST 1001「規格策定－要求事項」に照らした、規格策定手順の詳細な評価

報告書には、PEFC ST 1001 に規定される PEFC 評議会の要求事項に対する、規格策定手順の適合または不適合に関する詳細な評価を記載しなければならない。

2.2.6 PEFC ST 1001「規格策定－要求事項」に照らした、規格策定プロセスの詳細な評価

報告書には、森林管理および該当する場合、COC 規格策定プロセスに関する詳細な評価を記載しなければならない。また、プロセスが PEFC ST 1001 に規定される PEFC 評議会の要求事項に適合しているか否かを示す証拠（ステークホルダー調査の結果を含む）も併せて記載しなければならない。

2.2.7 PEFC ST 1003「持続可能な森林管理－要求事項」に照らした、森林認証規格の詳細な評価

報告書には、森林管理規格の構成に関する簡潔な説明と、当該規格への適合性に関する評価者の所見および証拠を含む詳細な説明を記載しなければならない。

2.2.8 PEFC ST 1002「グループ森林管理認証－要求事項」に基づくグループ認証モデルの詳細な評価

報告書には、評価者の所見および規格への適合に関する証拠を含め、グループ認証モデルの概要を記載しなければならない。

2.2.9 PEFC ST 2002「森林及び森林外樹木製品の COC－要求事項」に照らした、COC 規格の詳細な評価

報告書には、COC 規格の構成に関する概要と、PEFC ST 2002 への適合または不適合に関する評価者の所見および証拠を含む詳細な説明を記載しなければならない。

2.2.10 PEFC GD 1004「PEFC 制度の運営」第 6 章に基づく、ロゴライセンス手続きの詳細な評価

報告書には、国別管理団体によるロゴのライセンス手続き（PEFC ロゴのみ対象）に関する概要を記載しなければならない。これには、ロゴ使用料が適用される場合のその体系および料率も含まれる。

2.2.11 附属書 6（認証及び認定の手順）に規定される認証及び認定の手順に関する詳細な評価

報告書には、認定に関与する機関およびその機能に関する概要を記載しなければならない。また、構築された認定モデルの概要、ならびに ISO ガイドやその他の ISO 規定文書およびシステム固有の文書の活用状況についても記載しなければならない。さらに、附属書 6 への適合または不適合に関する知見および証拠を提示しなければならない。

2.2.12 PEFC GD1004「PEFC 制度の運営」第 8 章に基づく、苦情および紛争解決手順に関する詳細な評価

報告書には、苦情および紛争解決の手順に関する概要を記載するとともに、PEFC GD1004「PEFC 制度の運営」第 8 章の要求事項への適合または不適合に関する調査結果および証拠を提示しなければならない。

2.2.13 付属書

PEFC 規格およびシステム要求事項チェックリスト

報告書には「PEFC 評議会規格要求事項チェックリスト」を含めなければならない。このチェックリストには、すべての質問項目（YES、NO、N/A）に対するシステムの適合性に関する評価者の明確な見解と、評価結果の明確な根拠を記載しなければならない。また、チェックリストには、システム文書からの関連する引用や、重大または軽微な不適合が報告された評価報告書の本文箇所への参照を含めなければならない。

注：システム文書からの関連する引用と評価結果の明確な根拠を（のみ）記載することで、システム文書そのものを参照しなくても、評価報告書を読み、内容を理解することが可能となる。

ステークホルダー関与に関する調査結果

評価者は、申請対象のシステムに関する全体的な分析の一環として、規格策定プロセスに関する策定報告書の基本内容を確認するために、ステークホルダー調査を実施しなければならない。

この調査は、少なくとも、規格策定プロセスに参加したすべてのステークホルダー、および規格策定機関によるステークホルダー・マッピングで特定された各ステークホルダー・グループから選定された代表的な数のステークホルダーを対象としなければならない。

調査対象となったステークホルダー、質問票、調査結果、および全体的な評価決定への影響については、報告書の付属書に記載しなければならない。その際、機密保持および個人のプライバシーに配慮した上で、検討対象となったステークホルダーのリストを含めなければならない。

注：評価者がステークホルダー・マッピングに記載されていない追加のステークホルダーを特定した場合、それらをステークホルダー調査の対象に加えることができる。

国際的協議の結果

報告書には、意見を提出したすべての当事者のリスト、協議期間中に提出された意見の概要、および提出された意見に対する評価者の回答の概要を記載しなければならない。

内部レビューにおける意見

報告書には、内部レビューでの意見および評価者の回答を記載しなければならない。

現地評価の報告

報告書には、実施された現地訪問の概要（面談を行った個人・団体、および取り上げられた課題や懸念事項の要約を含む）を記載しなければならない。

その他関連連情報

評価者の勧告の根拠として追加情報が必要な場合は、1つまたは複数の別紙に記載しなければならない。

付属書 3: 地域システム

1. 範囲

本規範的付属書は、PEFC の枠組みにおける地域システム（Regional Systems）、およびそれに参加する規格や参加国別管理団体（NGB）の確立、承認、管理に関する要求事項を定めるものである。地域システムの枠組みは、「1 カ国につき 1 つの NGB を設置する」という PEFC の原則に基づいている。

PEFC 地域システムとは、PEFC 評議会の承認を得て、同等の森林関連法規や目的、類似の伝統や森林管理慣行・規制環境における新たな枠組みを共有し、かつ同一の地理的地域または圏域に位置する 2 つ以上の NGB によって確立される協力体制のことである。この枠組みの中で、参加 NGB は相互の合意に基づき、それぞれの PEFC 認証システムの特定の構成要素を共同で策定、維持、管理する。

本付属書において「SFM（持続可能な森林管理）規格」に言及する場合、それは PEFC ST 1003 ベンチマーク規格に関連して NGB および／または地域システムが策定したすべての文書（該当する場合、TOF [森林外樹木] やプランテーションに関するガイドラインを含む）を指す。

地域システムへの参加は任意である。地域システムに参加している NGB は、いつでもそのシステムから脱退し、GD 1007 の要求事項に従って個別の承認を申請することができる。

GD 1007 に規定された役割および責任は、付属書 3 の文脈においても有効であり、適用される。

2. 地域システムの確立

本付属書の適用範囲に基づき、文書および手順を共有することに関心を持つ 1 つまたは複数の NGB は、PEFC 評議会に対し、地域システムの承認を提案することができる。

2.1. 地域システムは、すべての参加 NGB に適用される文書化された手順を策定し、維持しなければならない。当該手順は、少なくとも PEFC ST 1001:2017（規格策定要求事項）および PEFC ST 1004:2024（SFM 認証を行う認証機関（CB）の要求事項）の要求事項を網羅し、かつ本付属書に適合するものでなければならない。

2.3 地域システムに参加する各 NGB は、当該地域内で適用される SFM（持続可能な森林管理）の枠組みを共同で策定し、文書化しなければならない。この枠組みは、以下のいずれか、またはそれらの組み合わせで構成することができる。

- a) 地域システムの全構成員に適用される単一の共通 SFM 規格と、それを補完する、各国の個別の（かつ義務的な）実施手順；または
- b) 各国個別の SFM 規格；または
- c) 上記両方のアプローチの組み合わせ

2.2. 地域システムへの参加を申請するすべての NGB は、PEFC 国際 COC 規格および認証機関に関する関連規則を採用しなければならない。

2.3. 参加 NGB は、少なくとも本文書の付属書 4 の様式に記載されたすべての項目を網羅する正式な合意書を締結しなければならない。地域システムに参加する NGB 間でのこの合意書は、「地域システム合意書」と呼ばれる。

- 2.4.** 地域システムの設立については、参加する NGB のリストおよび 2.5 に記載された署名済み合意書を添えて、PEFC 評議会に通知されなければならない。地域システムの正式な設立に先立ち、PEFC 評議会理事会の承認を得なければならない。

3. 地域システム文書の策定

- 3.1.** 参加する NGB は、すべての地域文書の策定および定期的な見直しを担う委員会を設置し、その旨を文書化しなければならない。
- 3.2.** 国別の解釈手順を含む地域および国の規格は、PEFC ST 1001「規格策定要件」に沿って策定されなければならない。

4. 地域システムの承認評価

- 4.1.** 地域システムの承認評価は、GD 1007 の第 6 章に記載されているすべての適用要求事項に従わなければならない。
- 4.2.** SFM（持続可能な森林管理）規格が地域システムの複数の加盟国に適用される場合、当該規格は、国レベルでの要求事項の適用性を調整または記述する国内実施手順によって裏付けられなければならない。国内実施手順は規範的なものとみなされ、承認に際しては、地域 SFM 規格を補完する要素として評価されなければならない。
- 4.3.** 共同策定の文書および国内の策定文書の承認マイルストーンは、承認申請時に PEFC によって確認されなければならない。

5. 地域システムの管理

- 5.1.** マイルストーンや承認段階の監視・管理を含む、共有文書の維持管理に関する責任を定め、地域システム手順書として文書化しなければならない（付属書 4、2d も参照）。
- 5.2.** 参加する各 NGB は、地域スキームの MoU（覚書）に別段の定めがある場合を除き、国家規格および関連文書（国家実施手順）の定期的な改正に対して等しく責任を負う。

6. 既存の地域システムの適用範囲の変更

6.1. 既存の地域システムへの新たな NGB の追加

- 6.1.1.** 地域システム合意書（2.5）は、NGB が地域システムに加入できる時期、方法、ならびにその際の状態および手続を定めなければならない。

注：地域システム合意書は、PEFC GD 1007 に規定される PEFC 適格性要求事項と矛盾したり、これを縮小したりするものであってはならない。

- 6.1.2.** NGB が既存の地域システムへの加入を希望する場合、以下の要求事項が適用される：

- a) 申請を行う NGB は、当該国において既に設立されており、かつ PEFC の正式なメンバーでなければならない。
- b) NGB は、当該地域システムの既存メンバーに対し、自らの加入を支持するかどうかを照会しなければならない。
- c) その結果は文書化（書面または電子メールで可）されなければならない。
- d) 上記 b) の段階で地域システムによる支持が確認された場合、NGB は PEFC 評議会に対し、地域システムへの加入を求める正式な申請を行わなければならない。この申請は PEFC 評議会理事会に提出される。PEFC 評議会は、正当な理由がある場合、申請を中断または拒否する権利を留保する。
- e) PEFC 評議会理事会によって拒否された場合、当該 NGB は、独立した国家システムとしての承認を申請することができる。
- f) PEFC 評議会理事会の承認が得られた場合、当該 NGB は地域システムに加入することができる。地域システム合意書（2.5）は、新たな構成に合わせて更新され、新規加入者を含むすべての参加者によって署名されなければならない。新たな NGB の加入に伴い、承認済みの地域文書の修正が必要となる場合、修正された文書は評価のために PEFC 評議会へ提出されなければならない。
- g) 地域システムに加入した NGB は、本付属書の第 4 項に従い、評価を受けるために、国レベルで策定された一連の文書（例：SFM（持続可能な森林管理）規格および／または国内実施手順）を PEFC 評議会に提出しなければならない。
- h) 評価者によって承認が勧告された場合、その承認の決定は、初回承認については PEFC 理事会による勧告および PEFC 総会（GA）による承認を条件とする。

6.1.3 地域システムに加入する NGB が、加入前から承認済みの SFM（持続可能な森林管理）規格を有しており、かつ当該規格を地域システム内における国内規格として維持されることを希望する場合、PEFC による承認（6.1.2 e））に際しては、改定された地域システム協定において、当該国における地域システム要求事項の発効日も規定されなければならない。さらに、この場合には、条項 6.1.2 g) は適用されない。その代わりに、地域システムの下での国内 SFM 規格の再承認については、PEFC 事務局が確認することができる。

6.2. 地域システムからの NGB の除外または資格停止

6.2.1. 地域システム合意書（2.5）には、NGB が地域システムから脱退、または地域システムから除外される時期、方法、ならびにその際の状況および手続きを規定されなければならない。

注：地域システム合意書は、PEFC GD 1007 に規定される PEFC 適格性要求事項と抵触したり、当該要求事項を緩和したりするものであってはならない。。

6.2.2. GD 1007 の 7.4 に規定される、システムまたは地域システムの規格の一部に対する承認を停止または取り消しさせる PEFC 評議会の権利は、地域システム合意の規定に優先する。

6.2.3 地域システムに参加する NGB は、いずれかの NGB が地域システムからの離脱を求められた場合、または離脱を決定した場合には、共同して PEFC 評議会に通知しなければならない。当該地域システムから除外または離脱する NGB は、GD 1007 の要求事項に従って個別の承認を申請することができるほか、離脱および移行に関する計画を PEFC 評議会に提出し、その承認を得なければならない。

6.3 地域 SFM 規格の地理的適用範囲の変更

6.3.1 本項 6.3 は、各国の解釈手順に裏打ちされ、単一の SFM（持続可能な森林管理）基準が複数の国に適用されるとみなされる地域システムに適用される。

6.3.2 共有 SFM（持続可能な森林管理）規格の地理的適用範囲の変更は、以下の場合に行われることがある。

- a) 新たなメンバーが地域システムに加入し、共有 SFM 基準の適用範囲をその新たなメンバーにまで拡大する場合、または
- b) メンバーが地域システムから脱退し、既存の SFM 基準の適用範囲がそのメンバーには適用されなくなる場合

6.3.3 地域システムは、地理的範囲の変更案について、PEFC 評議会および地域システムの構成者に通知しなければならない。変更案の検討の初期段階において、その根拠および修正・策定が必要な文書のリストを添えて PEFC 評議会に通知することが義務付けられている。

6.3.4 共有 SFM（持続可能な森林管理）規格の改正の間に、新たな地域システム加盟国へ適用範囲が拡大されることによる範囲の変更が生じる場合（6.3.2 a）、当該加盟国は、以下の手順に従って国内適用手順を策定しなければならない。当該文書は、第 4 項に記載された評価の対象となる：

- a) 国内のステークホルダーの特定・分類（マッピング）
- b) ワーキンググループのメンバー指名に向けたステークホルダーへの呼びかけ
- c) （地域の規格策定手順に基づき）バランスの取れたワーキンググループの構成
- d) 地域 SFM（持続可能な森林経営）規格を国内で運用するための手順の策定
- e) 公開協議（意見募集）。
- f) 地域システム委員会による、国内運用手順の最終案の承認。

6.3.5 共有 SFM 規格の定期的改正の際に、新たな地域システム加盟者への適用範囲の拡大に伴って適用範囲の変更が行われる場合、当該加盟者のための国内解釈策定プロセスは、共有 SFM 規格の改定プロセスの一環として、地域ワーキンググループが実施することができる。

6.3.6 地域的な SFM（持続可能な森林管理）規格の地理的範囲の変更は、PEFC 評議会がそのプロセスの完了を確認するまでは、完了したとはみなされない。

付属書 4: 地域システム合意書 (MoU) の様式

1. 地域システムの全構成員間で、合意書 (MoU) が締結されなければならない。
2. 合意書の最低限の記載事項は、以下の項目を網羅しなければならない：
 - a) 地域システムの適用範囲：本項目には、地域システムに参加するすべての NGB（国別管理団体）、それぞれの活動国、および地域システムへの加盟日が記載しなければならない（付属書 3 の 6.1.3 も参照）。また、地域システムの設立プロセスの概要および設立の根拠についても記載されなければならない。
 - b) 地域システムのガバナンス体制：本項目では、指名された委員会（付属書 3、3.1 を参照）の詳細を含め、地域システムのガバナンスについて記載されなければならない。
 - c) 地域システム文書の構成：本項目では、地域システム文書の構成（管理文書、規格、ガイダンス、および該当する場合は国内解釈手順を含む）について記載しなければならない。SFM（持続可能な森林管理）規格に関しては、付属書 3 の 2.3 に従い、採用されたアプローチについて記載されなければならない。
 - d) 署名者の責任：本項では、署名者の責任について以下の事項を含めて記載されなければならない。
 - i. 地域システムの構築および／または維持への参加
 - ii. 地域システムの要求事項を遵守することへのコミットメント
 - iii. 地域および国の文書の管理・維持
 - iv. PEFC NGB（国別管理団体）の資格を維持することへのコミットメント
 - e) 地域システムへの加入および脱退に関する規則：本項では、NGB が地域システムに加入、脱退、またはそこから除外される時期、方法、ならびにその際の状況および手続について規定しなければならない（付属書 3 の 6.1.1 および 6.2.1 を参照）。
 - f) 費用および手数料：本項では、地域システムの維持管理に係る費用および手数料、ならびに所定の賦課金（地域および国の文書の双方に関するもの）が、地域システム内でどのように管理されるかについて記述しなければならない。
 - g) 地域システムへの参加に関連する紛争を管理・解決するための、苦情および紛争処理の仕組み
3. MoU は、地域システムを構成するすべての NGB によって署名されなければならない。

PEFC 評議会
ICC Building C1
Route de Pré-Bois 20
1215 Geneva 15
Switzerland

info@pefc.org
www.pefc.org
T +41 22 799 45 40